

住宅リフォーム工事請負契約書

注文者 _____ と

請負者 株式会社中島工務店 とは

この契約書に従い明細の通り工事請負契約を締結する

1. 工事名 改修工事

2. 工事場所(地番) _____

3. 建築面積 特に変更無し

4. 工期 着手 契約の日から 20日以内

工事許認可の日から _____ 日以内

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

完成 着手の日から 30日以内

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 引渡の時期 完成の日から _____ 日以内

6. 請負代金の額 金 _____ 円也
(内消費税¥ _____ - 含む)

7. 支払方法 注文者は請負代金を次のように請負業者に支払う

この契約成立のとき 金 _____ 円也

部分払 { 第一回 _____
第二回 _____

完成引渡のとき 残金全額 _____

8. 注文者と請負者は互いに協力して信義を守り誠実にこの契約を履行する
図面又は仕様書に明記されていないものについては双方協議して定める、但し軽微なるものについては注文者の指示に従うものとする
9. 請負者は工事に支障を及ぼす天候の不良その他請負者の怠慢にあらざる事由により工事期間内に工事を完成する事が出来ない場合は遅延なく注文者にその理由を申したて、工事期間の延長を求める事が出来る
10. 請負者は工事物件の引渡し迄は自己の費用を以て契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並に第三者に対する損害の防止に必要な処置をする
11. 工事完成引渡の約2日前に、注文者と請負者は完成立ち会いを行ない、注文者の指摘により修正箇所のある時、請負者は引き渡し期日までに修正箇所を修正する
完成立ち会いを終え、修正箇所も修正された時は、請負者は引渡し期日までに契約目的物を引渡し、注文者はすべての工事が終了したと認める時は、ただちに残代金を支払う
12. この契約に定めていない事項については必要に応じて双方協議して定める
工事物件の引渡しの時期は天災その他事故なき限り第5条の通りとし、請負代金の全額支払いと同時とする
13. (特約条項)
 - (1) 注文者の希望により変更し、差額が生じた場合は別途精算とする。

この契約書の証として本書壹通を作り注文者が原本、請負者が写しを保有する

令和 年 月 日

注 文 者

印

東京都青梅市藤橋3丁目5番地8

請 負 者

株式会社 中 島 工 務 店
代表取締役 中 島 慶 貴

印